

受理番号	第 / 号
受理年月日	令和4年 / 月28日

## 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について

令和 4年 / 月 28 日

矢巾町議会  
議長 藤原由巳様



### 請願者代表

矢巾町大字西徳田第3地割62番地  
徳丹城周辺活性化推進協議会  
代表 徳田地区商工振興会  
会長 川村文洋  
電話 019-697-3006



### 紹介議員

廣田清実



### 請願者

徳田地区商工振興会会長

川村文洋



西徳田一区自治会長

吉田和行



西徳田二区自治会長

阿部剛隆



東徳田一区自治会長

阿部光法



東徳田二区自治会長

川村和由



農事組合法人西徳田代表理事

高館信雄



農事組合法人東農産代表理事

宮竹志



### 請願の趣旨

国指定史跡「徳丹城跡」周辺の賑わい創出のため、産直、農家レストランなど交流拠点を整備し、雇用創出と地元農産物消費拡大の効果につながる対策を、早期に推進されるよう町に働きかけていただきますよう請願いたします。

請願の理由

「徳丹城跡」周辺は、昭和44年に国指定史跡となって以来、保存と利活用のため関係者は移転し、当時の活気と賑わいが失われています。

平成31年3月に史跡徳丹城跡第2次史跡整備基本計画が策定され、令和2年度から5カ年計画で公園整備事業が開始されておりますが、同計画ではまちづくりの一環で、民間企業やまちづくり組織と連携して企画、実施、運営を図ることになっていることから、早期の協議の下、地域資源である「徳丹城跡」を活用し観光振興及び農商工連携を目的とした交流拠点の整備が実現するよう町に働きかけていただきますよう請願するところであります。





受理番号	第 二 号
受理年月日	令和 4 年 2 月 7 日

2022年 2月 7 日

安全・安心の医療・介護・福祉を実現し  
国民のいのちと健康を守るための請願

紹介議員

川村よし子 

2022年 2月 7日

矢巾町議会  
議長 藤原 由巳 殿

岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号

連絡先 019-623-5066  
岩手県医療労働組合連合会  
執行委員長 中野 るみ子



岩手県紫波郡矢巾町医大通1-1-1

連絡先 019-681-1331  
岩手医科大学教職員組合  
執行委員長 柴田勇樹



## 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と 国民のいのちと健康を守るための請願

### 【請願趣旨】

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が繰り返し起きています。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

加えて、75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

以上をふまえ、国民のいのちと健康を守るため貴議会においても下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

### 【項目】

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
  - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
  - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

## 安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が繰り返し起きています。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

加えて、75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

以上をふまえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から下記の事項について国に要望します。

### 記

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
  - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
  - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2022年 月 日

議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣



受理番号	第 3 号
受理年月日	令和 4 年 2 月 8 日

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の  
速やかな改正を求める請願

紹介議員 氏名 谷上 知子 

氏名 川村 よし子 

令和4年2月7日

矢巾町議会議長 藤原 由巳 様

請願者 住所 020-0015 盛岡市本町通2-1-36

浅沼ビル4F

日本国民救援会盛岡支部

支部長 佐々木 茂喜

電話・FAX 019(601)2224



**えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の  
速やかな改正を求める請願**

**[請願趣旨]**

えん（冤）罪とは、罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けることです。

再審は、誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度です。しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。それは、各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える構造的問題にあります。

日本国憲法13条の下では、無実の人が処罰されることは許されず、再審請求があった場合には、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、現行の再審制度では、再審請求手続における全面的な証拠開示や、検察官の不服申立てによって、再審決定が長期化するなど、制度的にそれが保障される仕組みになっていません。したがって、再審請求手続における全面的な証拠開示と、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを制限することは、喫緊の課題となっています。

証拠開示について、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うものとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められます。

以上の趣旨により、次の事項について、刑事訴訟法の改正を速やかに行うよう、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう請願します。

**[請願事項]**

- 1, 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2, 再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

## 報告第1号

令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について

令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月27日  
矢巾町長 高橋昌造

## 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）

令和3年度矢巾町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,037,623千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		383,988	17,420	401,408
	2 基金繰入金	360,523	17,420	377,943
補正されなかった款項にかかる金額		12,636,215		12,636,215
歳入合計		13,020,203	17,420	13,037,623

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,115,996	17,420	1,133,416
	1 保健衛生費	641,662	17,420	659,082
補正されなかった款項にかかる金額		11,904,207		11,904,207
歳出合計		13,020,203	17,420	13,037,623

# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,642,148		3,642,148
2 地 方 譲 与 税	156,655		156,655
3 利 子 割 交 付 金	1,850		1,850
4 配 当 割 交 付 金	7,154		7,154
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,142		4,142
6 法 人 事 業 税 交 付 金	40,429		40,429
7 地 方 消 費 税 交 付 金	694,780		694,780
8 環 境 性 能 割 交 付 金	17,592		17,592
9 地 方 特 例 交 付 金	128,948		128,948
10 地 方 交 付 税	2,017,832		2,017,832
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,958		4,958
12 分 担 金 及 び 負 担 金	158,613		158,613
13 使 用 料 及 び 手 数 料	77,824		77,824
14 国 庫 支 出 金	2,796,580		2,796,580
15 県 支 出 金	948,986		948,986
16 財 産 収 入	12,587		12,587
17 寄 附 金	650,036		650,036
18 繰 入 金	383,988	17,420	401,408
19 繰 越 金	363,901		363,901
20 諸 収 入	127,549		127,549
21 町 債	783,651		783,651
歳 入 合 計	13,020,203	17,420	13,037,623

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議 会 費	126,128		126,128				
2 総 務 費	2,050,617		2,050,617				
3 民 生 費	4,703,772		4,703,772				
4 衛 生 費	1,115,996	17,420	1,133,416				17,420
5 労 働 費	23,767		23,767				
6 農 林 水 産 業 費	624,033		624,033				
7 商 工 費	158,160		158,160				
8 土 木 費	1,520,127		1,520,127				
9 消 防 費	364,072		364,072				
10 教 育 費	1,019,790		1,019,790				
11 災 害 復 旧 費	1,980		1,980				
12 公 債 費	1,302,807		1,302,807				
13 諸 支 出 金	1		1				
14 予 備 費	8,953		8,953				
歳 出 合 計	13,020,203	17,420	13,037,623				17,420

歳

入



2 歳 入

( 款 ) 18 繰入金

( 項 ) 2 基金繰入金

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	215,443	17,420	232,863	1 財政調整基金繰入金	17,420	財政調整基金繰入金の増 17,420
計	360,523	17,420	377,943			



歳

出



3 歳 出

( 款 ) 4 衛生費

( 項 ) 1 保健衛生費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節			説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 予防費	458,232	17,420	475,652				17,420	10 需 用 費	17,420	感染症総合対策事業の増 新型コロナウイルス感染症対 策事業の増 消耗品費	17,420 17,420 17,420
計	641,662	17,420	659,082				17,420				

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住所 矢巾町大字 第 地割 番地

氏名

昭和 年 月 日生

議案第3号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所 矢巾町大字 第 地割 番地

氏 名

昭和 年 月 日生

議案第4号

矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 町長 6

(2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員  
又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 町の職員（第2号に掲げる町の職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号

矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の制定について

矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、史跡指定地域並びに駐車場及び多目的スペース用地（以下「史跡徳丹城跡等」という。）の管理運営に関し必要な事項を定め、もって町民が文化財とふれあうことにより、町民が主役となって町の誇りである文化財を守り伝えるとともに、史跡徳丹城跡等を町民の憩いの場や観光資源としても活用していくことを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 史跡指定地域 昭和44年文部省告示第309号及び平成19年文部科学省告示第109号により、国指定史跡として指定された地域をいう。

(2) 駐車場及び多目的スペース用地 史跡指定地域への来場者のための駐車場、イベントの開催等を行う多目的スペース及びその他史跡徳丹城跡等に付随する公衆トイレ、史跡ガイダンス施設等をいう。

### (管理範囲)

第3条 史跡徳丹城跡等のうち、町が管理する範囲は、次のとおりとする。

区分	位置
史跡指定地域	史跡指定地域のうち、矢巾町立学校設置条例（昭和41年矢巾町条例第15号）別表第1に規定する矢巾町立徳田小学校の敷地を除き、町が所有する土地に限る。
駐車場及び多目的スペース用地	矢巾町大字西徳田第3地割178番1
	矢巾町大字西徳田第3地割179番1
	矢巾町大字西徳田第3地割180番
	矢巾町大字西徳田第3地割181番
	矢巾町大字西徳田第3地割182番
	矢巾町大字西徳田第3地割183番
	矢巾町大字西徳田第3地割184番
	矢巾町大字西徳田第3地割185番
	矢巾町大字西徳田第3地割186番1
矢巾町大字西徳田第3地割187番1	

### (行為の許可)

第4条 史跡徳丹城跡等において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。

(1) 天体観察等夜間に行う行為を行うこと。

(2) 営利を目的とする写真又は映画を撮影すること。

(3) 集会、競技会、展示会その他これに類する行為を行うこと。

(4) その他町長が史跡徳丹城跡等の管理上支障があると認める行為を行うこと。

2 前項の許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、町長に変更の許可を受けなければならない。

3 町長は、第1項各号に掲げる行為が、史跡徳丹城跡等の保護及び保存に影響を及ぼさないと認める場合並びに他の来場者の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2項の許可を与えることができる。

4 町長は、許可を与えるときは、史跡徳丹城跡等の管理上必要な範囲内で

条件を付し、又は指示をすることができる。

(行為の禁止)

第5条 史跡徳丹城跡等においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が史跡徳丹城跡等の管理上支障がないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 土器等の盗掘等を目的とした文化財の価値を損ねる行為をすること。
- (2) 植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地の状態を変更すること。
- (5) 施設又は施設備品を汚損し、破損し、又は滅失すること。
- (6) ゴルフの練習、リードを使用しない犬の散歩及び小型無人機（ドローン等をいう。）を飛行させる等明らかに他の来場者に危害が及ぶと予想されること。
- (7) 貼り紙等をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 喫煙その他火気を使用すること。
- (10) 営利を目的とした興行その他これに類する行為を行うこと。
- (11) 前条第1項の許可を受けた場合においてその用途以外の用途に使用すること。
- (12) その他町長が史跡徳丹城跡等の管理上不相当と認めること。

(許可の取消し等)

第6条 町長は、第4条の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可に際して付した条件若しくは指示を変更し、又は行為を中止させ、原状回復又は退去を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく条件若しくは指示に反したとき。
- (3) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) その他町長が必要と認められたとき。

(利用の禁止又は制限)

第7条 町長は、史跡徳丹城跡等が損壊その他の理由により、利用が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合においては、史跡徳丹城跡等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域又は施設を定めて、史跡徳丹城跡等の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第8条 町長は、史跡徳丹城跡等の利用者が、施設又は施設備品を汚損し、破損し、又は滅失したときは、それを原状に復させ、又は必要と認められた額の損害賠償を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例  
特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料以外の給与及び支給額等) 第8条 〔略〕 2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。	(給料以外の給与及び支給額等) 第8条 〔略〕 2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第7号

一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。	

(矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第18条第2項</td> <td><u>100分の127.5</u></td> <td><u>100分の167.5</u></td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第18条第2項	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の167.5</u>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第18条第2項</td> <td><u>100分の120</u></td> <td><u>100分の162.5</u></td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第18条第2項	<u>100分の120</u>	<u>100分の162.5</u>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
[略]																			
第18条第2項	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の167.5</u>																	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
[略]																			
第18条第2項	<u>100分の120</u>	<u>100分の162.5</u>																	
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。																			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項及び第

3項又は第2条の規定による改正後の矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は改正前の矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

議案第8号

矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和43年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和43年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定員及び区分)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>380人</u>とし、消防団員の区分は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 施行令第4条第3項の条例で定める定員は、第1項の消防団員の定員から当該定員のうち、消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報奨金を支給することが適当でない機能別消防団員<u>50人</u>を控除した数とする。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに</u>出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 消防団員には、次により報酬を支給し、<u>9月及び3月の2回に分けて支給する。ただし、機能別消防団員には支給しない。</u></p> <p><u>消防団長 年額 187,000円</u>  <u>副団長 年額 142,000円</u>  <u>本部長 年額 142,000円</u>  <u>副本部長 年額 126,000円</u>  <u>本部付分団長 年額 126,000円</u>  <u>本部付部長 年額 103,000円</u>  <u>分団長 年額 126,000円</u>  <u>副分団長 年額 105,000円</u>  <u>部長 年額 103,000円</u></p>	<p>(定員及び区分)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>410人</u>とし、消防団員の区分は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 施行令第4条第3項の条例で定める定員は、第1項の消防団員の定員から当該定員のうち、消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報奨金を支給することが適当でない機能別消防団員<u>80人</u>を控除した数とする。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害等<u>(水火災又は地震等の災害並びに住民の生命、身体及び財産への危害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 消防団員の報酬は、<u>年額報酬及び出動報酬とし、9月及び3月の2回に分けて支給する。ただし、機能別消防団員には、年額報酬を支給しない。</u></p> <p>[削除]</p>

副部長 年額 59,000円  
班長 年額 23,500円  
副班長 年額 21,500円  
消防団員 年額 21,500円

〔新設〕  
〔新設〕

2 〔略〕  
(費用弁償)  
第13条 〔略〕

2 消防団員が消防演習、防火点検、訓練の職務に従事及び災害出動の場合には、1日につき3,000円の費用弁償を支給する。

3・4 〔略〕  
〔新設〕

2 消防団員には、別表第1により、年額報酬を支給する。  
3 消防団員が災害等出動、警戒及び訓練等の職務に従事した場合には、別表第2に定める従事時間の区分に応じて出動報酬を支給する。

4 〔略〕  
(費用弁償)  
第13条 〔略〕

2 消防団員が災害等出動、警戒及び訓練等の職務に従事した場合には、1回につき1,000円の費用弁償を支給する。

3・4 〔略〕  
別表第1 (第12条関係)

階級	役職	報酬額 (年額)
団長	消防団長	187,000円
副団長	副団長	142,000円
	本部長	
分団長	副本部長	126,000円
	本部付分団長	
	分団長	
副分団長	本部付副分団長	105,000円
	副分団長	
部長	本部付部長	103,000円
	部長	
班長	本部付副部長	59,000円
	副部長	
	本部付班長	37,500円
	班長	

〔新設〕

団員	本部付副班長	36,500円
	副班長	
	団員	

別表第2（第12条関係）

従事時間	災害等出動の職務に従事した場合の出動報酬	災害等出動以外の職務に従事した場合の出動報酬
2時間未満	1,000円	500円
2時間以上4時間未満	3,000円	1,500円
4時間以上7時間45分未満	5,000円	2,500円
7時間45分以上	8,000円	4,000円

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第9号

行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について

行政区再編審議会条例（昭和54年矢巾町条例第29号）及び矢巾町立学校通学区域審議会条例（平成31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

(行政区再編審議会条例の一部改正)

第1条 行政区再編審議会条例(昭和54年矢巾町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																										
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、別表に掲げる委員<u>13人</u>をもって組織し、町長が任命する。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政区長協議会</td> <td>会長、副会長</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ会長連絡協議会</td> <td>会長、副会長</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>岩手中央農業協同組合</td> <td>理事</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>自治公民館連絡協議会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>矢巾町商工会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>矢巾町女性教育連絡協議会</td> <td>会長、副会長</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	職名	人数	行政区長協議会	会長、副会長	4	コミュニティ会長連絡協議会	会長、副会長	3	岩手中央農業協同組合	理事	1	自治公民館連絡協議会	会長	1	矢巾町商工会	会長	1	矢巾町女性教育連絡協議会	会長、副会長	3	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、別表に掲げる委員<u>13人以内</u>をもって組織し、町長が任命する。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢巾町コミュニティ条例(昭和55年矢巾町条例第19号)第3条第1項に規定するコミュニティ組織を代表する者</td> </tr> <tr> <td>農業団体を代表する者</td> </tr> <tr> <td>商工団体を代表する者</td> </tr> <tr> <td>その他町長が特に必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>	団体名等	矢巾町コミュニティ条例(昭和55年矢巾町条例第19号)第3条第1項に規定するコミュニティ組織を代表する者	農業団体を代表する者	商工団体を代表する者	その他町長が特に必要と認める者
団体名	職名	人数																									
行政区長協議会	会長、副会長	4																									
コミュニティ会長連絡協議会	会長、副会長	3																									
岩手中央農業協同組合	理事	1																									
自治公民館連絡協議会	会長	1																									
矢巾町商工会	会長	1																									
矢巾町女性教育連絡協議会	会長、副会長	3																									
団体名等																											
矢巾町コミュニティ条例(昭和55年矢巾町条例第19号)第3条第1項に規定するコミュニティ組織を代表する者																											
農業団体を代表する者																											
商工団体を代表する者																											
その他町長が特に必要と認める者																											
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。</p>																											

(矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部改正)

第2条 矢巾町立学校通学区域審議会条例(平成31年矢巾町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名等</th> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>矢巾町行政区長協議会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>矢巾町コミュニティ会長連絡協議会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	団体名等	職名	人数	[略]			矢巾町行政区長協議会	会長	1	矢巾町コミュニティ会長連絡協議会	会長	1	[略]			<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名等</th> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>矢巾町コミュニティ条例(昭和55年矢巾町条例第19号)第3条第1項に規定するコミュニティ組織</td> <td>代表する者</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	団体名等	職名	人数	[略]			矢巾町コミュニティ条例(昭和55年矢巾町条例第19号)第3条第1項に規定するコミュニティ組織	代表する者	1	[略]		
団体名等	職名	人数																										
[略]																												
矢巾町行政区長協議会	会長	1																										
矢巾町コミュニティ会長連絡協議会	会長	1																										
[略]																												
団体名等	職名	人数																										
[略]																												
矢巾町コミュニティ条例(昭和55年矢巾町条例第19号)第3条第1項に規定するコミュニティ組織	代表する者	1																										
[略]																												
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の太線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。</p>																												

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第10号

矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を改正する条例について

矢巾町子育て世代活動支援センター条例（平成28年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を改正する条例

第1条 矢巾町子育て世代活動支援センター条例（平成28年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第5条関係） 〔略〕 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">〔略〕</div> 〔新設〕	別表（第5条関係） 〔略〕 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">〔略〕</div> 備考 同一世帯において一時預かり事業を利用する者が複数いる場合は、最年長の者から順に2人目以降については、この表の利用料金に揚げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

第2条 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
（一時預かり事業の利用料金等） 第5条 町長は、子育て世代支援センターの一時預かり事業に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。 2 〔略〕 3 一時預かり事業の利用の許可を受けた者は、利用料金を支払わなければならない。 別表（第5条関係） 一時預かり事業利用料金 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">〔略〕</div> 〔略〕 〔新設〕	（利用料金等） 第5条 町長は、子育て世代支援センターの一時預かり事業及び子育て世代の交流事業に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。 2 〔略〕 3 一時預かり事業及び子育て世代の交流事業の利用の許可を受けた者は、利用料金を支払わなければならない。 別表（第5条関係） 1 一時預かり事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">〔略〕</div> 〔略〕 2 子育て世代の交流事業 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町内に住所を有する者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外に住所を有する者</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 利用者が、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児又は同伴する入場者が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の場合は、利用料金を無料とする。	区分	利用料金	町内に住所を有する者	無料	町外に住所を有する者	100円
区分	利用料金						
町内に住所を有する者	無料						
町外に住所を有する者	100円						
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。							

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前の矢巾町子育て世代活動支援センター条例の規定によりなされた手続きその他の行為は、なお従前の例による。

議案第11号

矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例を廃止する条例  
について

矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例（令和2年矢巾町条例第  
2号）を廃止する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例を廃止する条例

矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例（令和2年矢巾町条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第12号

矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し  
議会の議決を求めることについて

矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称  
紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第7地割153番地3  
矢巾町マレットゴルフ協会  
会長 長谷川 和 男
- 3 指定期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 議案第13号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準ずることとされている同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

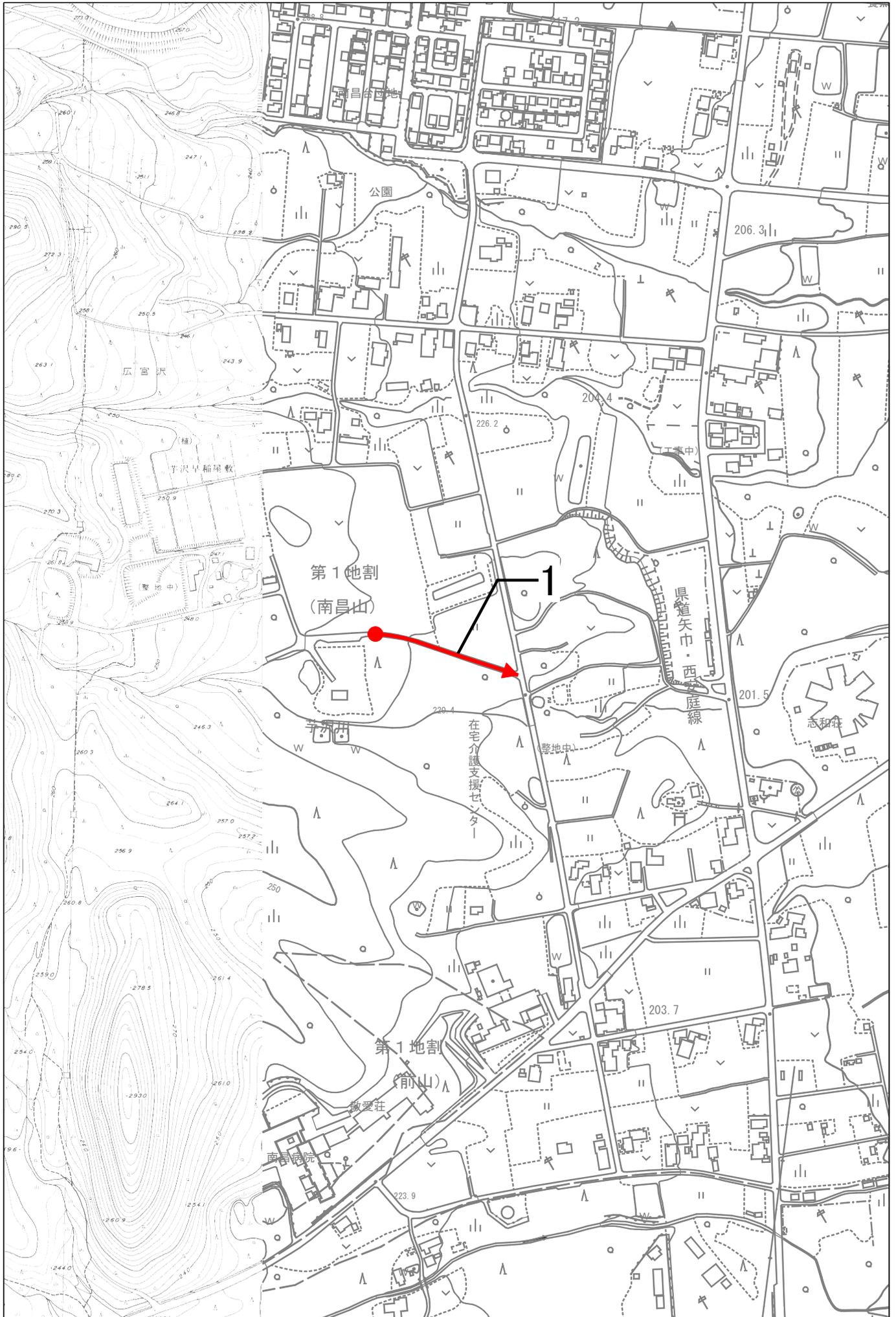
別 紙

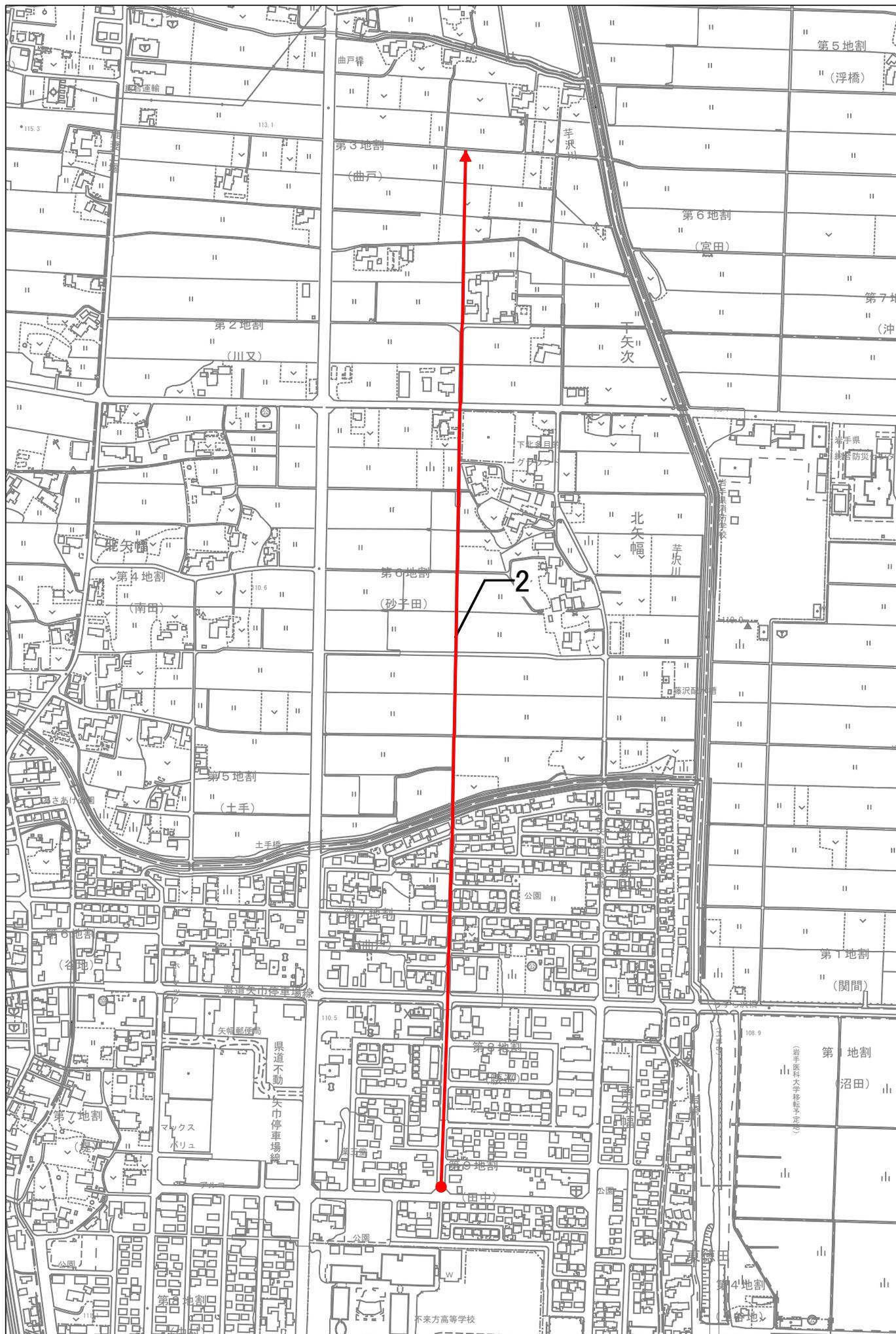
## 道路の廃止に伴う必要事項

(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	1375	諏訪開拓7号線	広宮沢第1地割2番313地先	広宮沢第1地割2番116地先	152.0
2	1477	堤川又線	南矢幅第7地割529番地先	下矢次第3地割266番3地先	1,480.6
				合計	1,632.6







議案第14号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和4年2月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

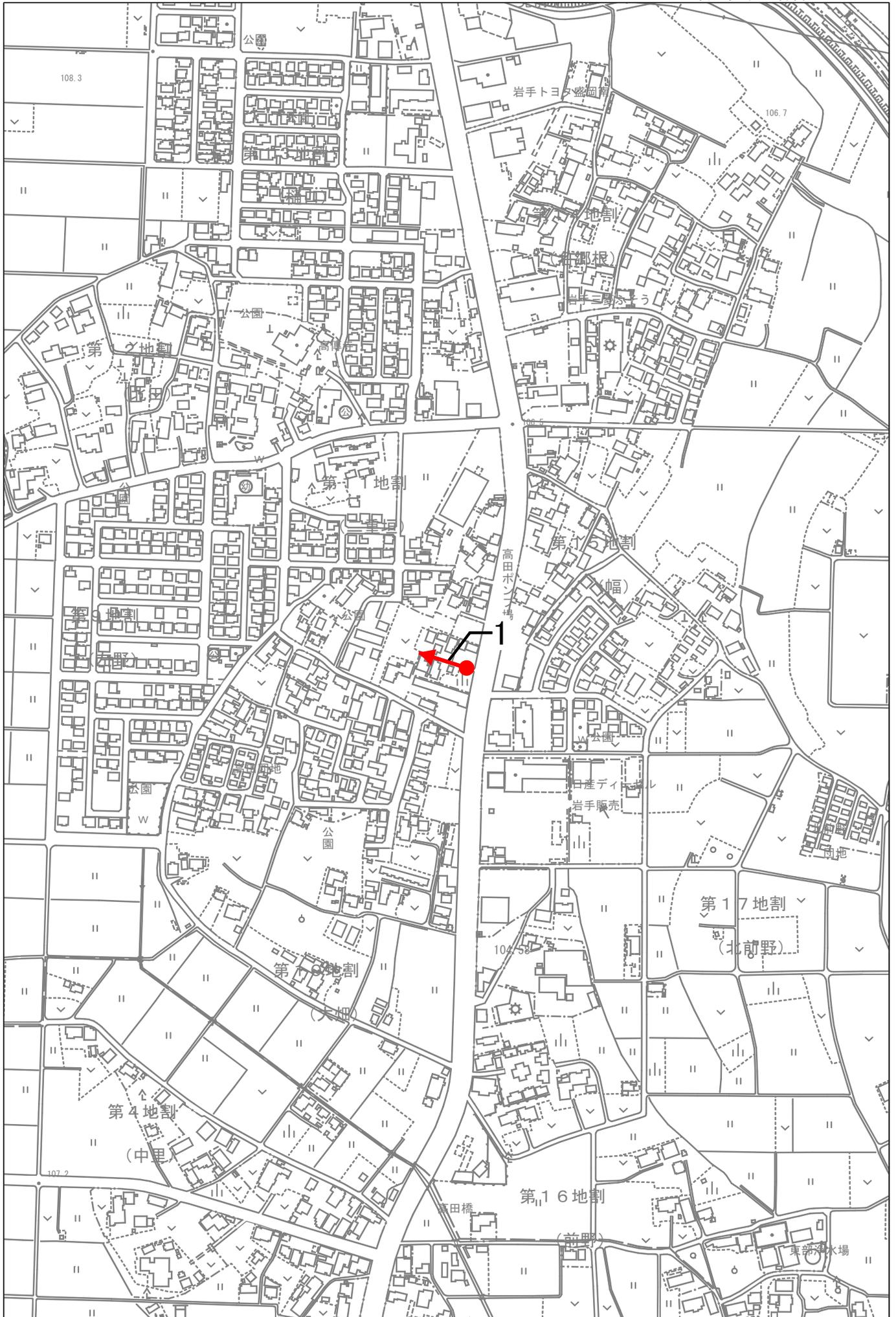
## 別 紙

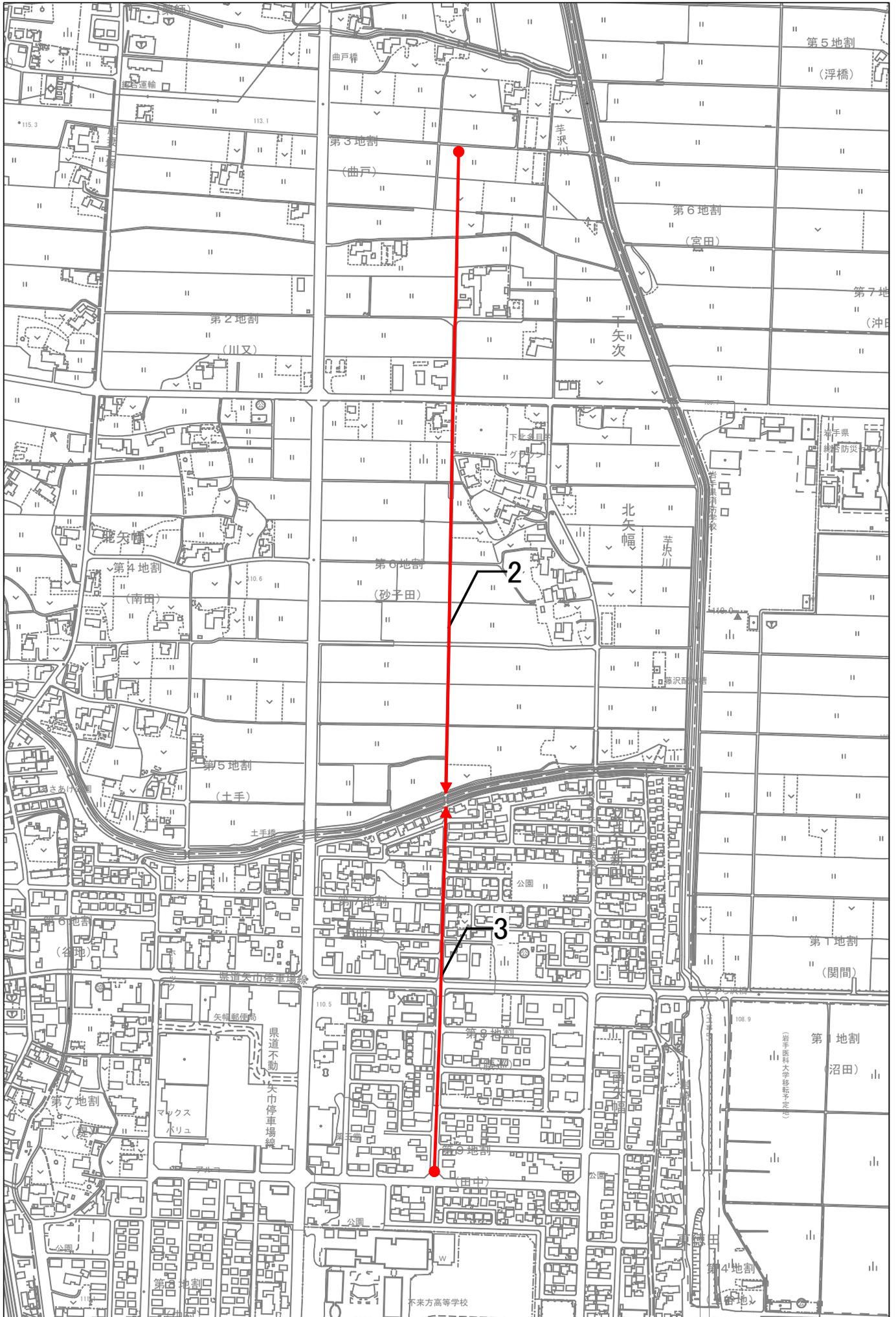
## 道路の認定に伴う必要事項

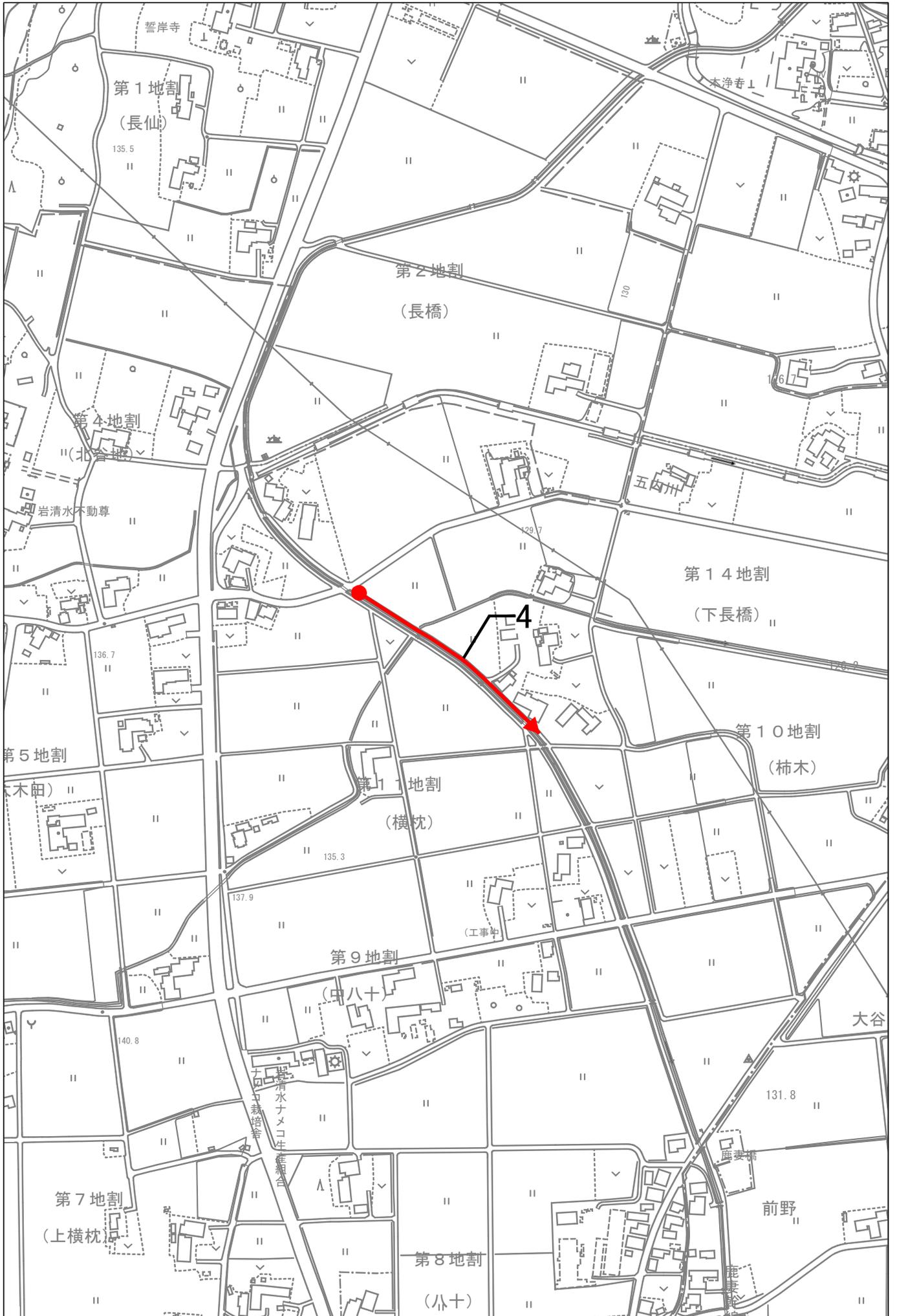
(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	2767	大畑21号線	高田第11地割23番16地先	高田第11地割23番3地先	53.0
2	2768	堤川又線	下矢次第3地割267番1地先	北矢幅第5地割106番5地先	910.1
3	2769	田中新曲戸線	南矢幅第7地割529番地先	又兵エ新田第7地割65番4地先	533.0
4	2770	横枕6号線	岩清水第12地割35番1地先	岩清水第11地割28番1地先	237.3
				合計	1,733.4









発議案第1号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）  
の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条  
及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定によ  
り提出する。

令和4年2月17日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。 ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。 ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

発議案第2号

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

矢巾町議会委員会条例（昭和62年矢巾町条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年2月17日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例

矢巾町議会委員会条例（昭和62年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次表のとおりとする。			（常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次表のとおりとする。		
名称	委員定数	所管事項	名称	委員定数	所管事項
総務常任委員会	〔略〕	総務課、企画財政課、税務課及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務常任委員会	〔略〕	総務課、企画財政課、税務課、 <u>町民環境課</u> 及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
〔略〕			〔略〕		
教育民生常任委員会	〔略〕	<u>町民環境課</u> 、福祉課、健康長寿課、文化スポーツ課及び教育委員会の所管に属する事項	教育民生常任委員会	〔略〕	福祉課、健康長寿課、文化スポーツ課及び教育委員会の所管に属する事項
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。